

を満たすこともできなくなり、
将来の年金受給の資格を失つ
てしまうことになりますので
注意が必要です。

これがどの 保険料の額

国民年金の保険料は、現在七千四百円ですが、今後昭和65年4月までは毎年三百円づつ（左表）引き上げられることがになっています。また、年金額の物価スライドが行われた場合には、その額にスライド率をかけた額となります。

第1号被保険者が負担する保険料

保険料を納付する期間	保険料月額
昭和63年4月分～昭和64年3月分	7,700円
昭和64年4月分～昭和65年3月分	8,000円
昭和65年4月分～昭和66年3月分	8,300円

国民年金の保険料は、所得や住民税を申告する際に、家族のために納めた分も含めて全額、社会保険料控除として所得から差し引くことができます。税金が安くになります。

保険料は 所得控除の対象に



国民年金の保険料は、1年分または2年分を前納することができます。保険料額も割引きとなります。

たとえば、今年4月から来年3月まで1年分の納付額は九万二千四百円になりますが、前納すれば二千二百三十円が割引きされることになります。

保険料の前納には 割引きが

赤い羽根共同募金

町民の皆様のご協力により、昨年の赤い羽根共同募金は、二百六十万六千七百九円、八万八千七百四十八円、あわ

◎特別養子縁組

新設

籍の届出が昭和63年1月1日から次のように新設・改正されました。

戸籍 63年1月1日から

養子に関する 届出がかわりました

養父母となる者の申立により家庭裁判所が審判し、養父の戸籍に実子として登載されます。（縁組の成立により、実の父母及び他の血族との関係が終了します。）

その要件は次のとおりです。

1 養父母となる者は夫婦であること
2 養父母は、原則として25歳以上の者であること
3 養子となる者は、原則として6歳未満の者であること
4 養父母は、養子となる者を6か月以上監護していること

とあります。

◎離縁のときの 氏の続称

養子縁組後、7年以上経過してから離縁をしたときは、離縁届を出したときから3か月以内に、養子であつたときの氏を称する届出をすること

◎養子離縁

養親が夫婦であるときに限り、未成年者を離縁するには夫婦が共にしなければなりません。

※詳しいことは、住民課住民係にお問い合わせ下さい。

改正

◎養子縁組